

長崎被爆二世の会 会則

2004年2月14日発効

2023年2月26日改定

第1条（目的）この会は、会員の健康と生活を守るとともに、被爆者の運動を継承し、核廃絶と戦争のない真の恒久平和の実現のため必要な運動を行う。

第2条（名称・位置付）この会は、長崎被爆二世の会といい、長崎県被爆二世の会の個人会員からなる地域二世部会として位置付ける。

第3条（所在地）この会の事務局を長崎市金屋町9-3長崎県被爆二世の会内におく。

第4条（会員）この会の会員は、長崎県内在住の被爆二世・三世とする。

第5条（役員）この会に次の役員をおく。

代表1名 副代表1名 事務局長1名 会計監事1名

第6条（役員の任期）役員の任期は2年とし、総会で選任する。

第7条（役員の任務）代表は会を代表し運営する。副代表・事務局長は会長を助け職務を遂行する。

第8条（運営）この会の運営は、役員会を中心に日常的な会務処理を行う。年1回総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（会費）会員は、この会の運営にあてるため年会費1,000円を負担する。

第10条（規約改正）この規約は総会出席者の3分の2以上の同意をもって改正することができる。